

## 概算数量発注方式要領

### (総則)

第1条 この要領は、横須賀市の土木工事について、公共工事等の品質を確保しつつ、設計積算業務の簡略化及び入札の効率化を促進し、事業の円滑な執行を目的として行う概算数量発注方式を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式 当初設計の数量の全部又は一部を概算数量により発注し、契約後に請負者が現場との整合等を照査し、工事打合簿により設計数量及び施工条件の確認をし、適切な時期に契約変更を行う発注方式をいう。
- (2) 概算数量 次に示すいずれかの方法で算出された数量をいう。
  - ア 設計図面（平面図、標準横断面図等）に数量を示し、これより算出した設計数量をいう。
  - イ 詳細設計業務の成果によらず算出した設計数量をいう。
- (3) 照査 請負者が発注者の提供する設計図書、設計関連図書等の内容を調査し、確認することをいう。
- (4) 工事計画図書 工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果をもとに作成する平面図、標準横断面図、横断面図、展開図、詳細図等の図面、数量計算書等をいう。

### (対象工事)

第3条 概算数量発注方式の対象は、次に掲げる要件を全て満たす工事とする。

- (1) 補助事業及び単独事業のうち、工事主管課が概算数量発注方式とする工事
- (2) 請負者に、照査に必要な図面及び集計表等の提供が可能な工事（概算数量の根拠を明示）

### (対象外工事)

第4条 次に掲げる工事は、概算数量発注方式の対象としない。

- (1) 構造計算又は安定計算が必要な工事
- (2) 現場照査の結果、概算数量及び設計数量に乖離が予想され、工事費又は工期に著しい影響を与えるおそれのある工事
- (3) 構造や規格の変更の恐れがある工事
- (4) 工事計画図書の作成に当たり、請負者が行う現場照査に伴う調査、測量及び図面作成等に係る作業が過大となるおそれのある工事

(設計書の作成)

第5条 設計書は、次に定めるところにより、作成するものとする。

- (1) 特記仕様書に、概算数量発注工事であることを明示すると共に、設計図面に「概算数量」を記載する。
- (2) 当初設計図は、位置図、平面図、標準横断面図等で構成する。
- (3) 工事に必要な工種（仮設工を含む。）及び構造物は、当初設計において計上する。
- (4) 積算は、概算数量に基づき各種工事の積算基準による。その際、代表的な施工条件により積算を行う。
- (5) 工事計画図書の作成に必要な調査及び測量の費用は、通常行う設計図書の照査の範囲内であるため、計上しない。
- (6) 工期を設定する際は、工事計画図書の作成期間として、通常の標準工期に加え10日程度加算することができる。

(発注後の指示等)

第6条 発注者は、発注後に次に掲げる指示、確認及び監督を行うものとする。

- (1) 発注者は、契約締結後、請負者に意図を説明するものとし、その際、参考になる資料があれば、当該請負者に貸与する。必要に応じて、当該請負者と現場で立会い、発注者の意図を理解させる。
- (2) 概算数量で積算した施工条件は、代表的な条件を選択している場合もあるため、発注者は、請負者と施工条件を確認する。
- (3) 請負者が、現場確認後、工事計画図書を添付した工事打合簿を発注者に提出した場合、発注者は、当該請負者とともに必ず現場で当該工事計画図書を確認する。
- (4) 発注者は、工事着手前に数量が定まらない工種を除き、施工前に数量を確認する。
- (5) 発注者は、工事打合簿に変更見込額を記載したときは、工事計画図書を添付して、所属長の承認を受ける。承認後、請負者に書面により指示を行う。
- (6) 発注者は、当初概算数量で積算しているものを変更設計する場合は、工事計画図書に基づいて行う。この場合における変更理由は、「概算数量発注工事の照査」とする。

(変更限度額)

第7条 変更限度額は、原則として変更設計額が請負対象設計額の30%を上限とする。

(その他の事項)

第8条 設計変更により安易に箇所、構造、工法等の変更は、行わないこととする。

附 則

この要領は、令和2年11月9日から施行する。